

自治体名：広島県

平成 30 年度活用メニュー及び新規提案

(活用メニュー)

—

(新規提案)

- ・ 日本酒（清酒）製造の規制緩和（未認定、内閣府において調整中）

【広島県からの提案内容】

酒類の製造免許を返納した者（過去免許を受けていた場所で他者が再開する場合を含む）が、過去受けていた酒類と同一の免許を申請する場合で、次の条件を満たす場合には、酒税法第7条第2項第1号を適用しない。

- ・ 自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。
- ・ 製造した清酒の提供は、農家民宿等内での提供に限定する。

【現在の規制内容】～酒税法 第7条第2項

酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

— 清酒 60キロリットル

【補足】

- ・ 県内事業者（昭和8年から続く造り酒屋。平成18年に廃業し、酒類製造免許を返納）から、改めて酒類の製造を始めたいとの具体のニーズがある。
- ・ 広島県内では、約70年もの間新規参入がなく、蔵元数は最盛期の167場（昭和28年）から減少の一途を辿り、現在は47場（平成30年）。また、日本酒の蔵元のうち、課税出荷数量が60キロリットル未満の蔵元は既に多数存在。

平成 30 年度 活用メニュー数：0件、認定事業数：0件

平成 29 年度 活用メニュー数：0件、認定事業数：0件

自己評価

【評価できる点】

- ・ これまで6つのメニューを活用し、8事業を実施
 - (1) 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
【事業主体】 広島県
 - (2) 創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例
【事業主体】 株式会社 OTTA, 株式会社ビー・エス
 - (3) 特定実験試験局制度に関する特例
【事業主体】 (株) エネルギア・コミュニケーションズ, ルーチェサーチ (株)
 - (4) 雇用労働労働センターの設置
【事業主体】 内閣府, 厚生労働省, 広島県
 - (5) 人材流動化支援施設の設置
【事業主体】 内閣府, 広島県
 - (6) 特定非営利活動促進法の特例
【事業主体】 広島県, 広島市

- ・ 特定実験試験局制度に関する特例事業では、これまでに2社が、小型無人機（UAV/ドローン）を用いたビジネス（社会インフラ設備・構造物の点検、物資輸送、災害調査、環境調査など）の実証実験を実施し、防災、森林整備の分野での今後の事業展開が期待される。
- ・ 2社については、県独自の「ひろしまサンドボックス」（3年間で10億円規模の実証実験，89件の応募のうち9件を採択）に参加し，レモンの栽培や牡蠣の養殖へのドローンの活用といった，より高度な実証実験に結びついている。
- ・ 雇用労働センターでは，セミナーや広報媒体等の活用などにより一定の利用が図られており，雇用指針も着実に活用されている。
(H28：168件，H29：616件，H30：476件)

【課題】

- ・ 既存メニューの活用を含めた新規提案がない。
(「家事支援外国人受入事業」など，事業者への働きかけを行っているものの，本県での事業展開は見込めない旨回答があり，実際の活用に至っていない。)
- ・ あらゆる分野での新規提案の掘り起しが必要である。

今後の取組方針（活用したいメニューや注力したい分野、検討中の新規提案等）

【今後の取組方針】

- ・ 庁内関係各局や民間事業者と連携し，メニューの活用の促進を図る。
- ・ 各関係者のニーズを幅広く汲み取り，新規提案の掘り起しを実施する。

【検討中の新規提案】

- ・ 「国立大学法人への自治体職員の派遣が認められない規制」について，新規提案を検討している。(地方大学・地域産業創生交付金事業)
- ・ 「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」について，遠隔診療を行う医師のニーズ調査の実施など，活用に向けて事業者と調整している。

※1 複数ページに渡っても構いません。

※2 必要に応じて参考資料を添付してください。